

内部通報（ヘルプライン）規程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、職員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第 2 章 通 報 処 理 体 制

（責任者）

第 2 条 本規程の運用に関しては、代表理事を責任者とする。

（職員等の責務）

第 3 条 当団体の全ての役員及び職員（契約職員・パート・アルバイトを含む。以下同じ。）は、当団体内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

（相談窓口及び通報窓口）

第 4 条 通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談に応じる窓口（以下、「相談窓口」という。）はコンプライアンス推進委員会の外部委員とする。

2. 通報を受け付ける内部窓口（以下、「通報窓口」という）を以下のとおり設置する。

- ① コンプライアンス推進委員会
- ② 事業毎に別に定める内部通報窓口（別表1）

（相談者及び通報者）

第 5 条 相談窓口及び通報窓口の利用者は、当団体の役員、職員、職員であった者及び当団体の取引事業者の役員及び職員とする。

（通報対象行為）

第 6 条 通報窓口は、当団体の業務において法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理規程違反行為（本規程において「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

（情報共有の範囲）

第 7 条 相談又は通報において知り得た情報は、コンプライアンス推進委員会及び調査チームの構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

(利益相反関係の排除)

第 8 条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

第 3 章 通 報 の 処 理

(通報の方法)

第 9 条 相談窓口及び通報窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報受付における配慮)

第 10 条 通報窓口は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

(通報受領の通知)

第 11 条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。

(通報内容の検討)

第 12 条 通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

(調査)

第 13 条 通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス推進委員会が行う。

2. コンプライアンス推進委員会の委員長は、調査する内容に応じ、関連する部署のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。

(調査における配慮)

第 14 条 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力義務)

第 15 条 調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2. 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

(進捗状況の通知)

第 16 条 通報窓口は、調査中、被通報者（不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

（調査結果）

第 17 条 通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。

（是正措置）

第 18 条 当団体は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（社内処分）

第 19 条 当団体は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

（是正結果の通知）

第 20 条 当団体は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

（フォローアップ）

第 21 条 通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

第 4 章 関係者の責務

（通報者等の保護）

第 22 条 何人も、相談者及び通報者（以下「通報者等」という。）が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2. 当団体は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。
3. 当団体は、通報者等が相談又は通報したことを理由として通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

（通報者等の秘密及び個人情報等の保護）

第 23 条 当団体、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を漏らしてはならない。

2. 当団体、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。

3. 当団体は、正当な理由なく前二項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 24 条 不正行為に関する相談又は通報を受けた者は、相談業務又は通報処理業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者等の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

附 則

1. 本規程の所管はコンプライアンス推進委員会とする。
2. 本規程の改廃については、理事会が決定する。
3. 相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、当団体の役員、職員、取引事業者等に対し、十分に周知することとする。
4. 当団体は、相談業務又は通報処理業務に携わる者に対して、十分な研修等を行う。
5. 当団体は、本規定に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規定による通報処理の仕組みを改善することとする。
6. 本規程は令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

以上